

第三長崎慈光園 地域連携推進会議 会議録

開催日時：令和7年6月26日（木）13：00～15：00

出席者：川棚町役場 金森様

エール 岸川様

保佐人 宿輪様

利用者 中里様

第三長崎慈光園 石井管理者・大和サビ管・山田事務員・小村サビ管兼世話人

開催場所：第三長崎慈光園 はばたき荘

司 会：大和

記 録：小村

議 題：①GHサービスの透明性・質の確保

②GHと地域との連携

③利用者の権利擁護

④各構成員からの感想

⑤GH見学

開会挨拶

石井園長より

地域連携推進会議とは、介護保険サービスではすでに年に2回実施されています。障がい者の福祉サービスでも去年が努力義務でありましたが、今年度は完全義務化されました。そのため今回構成員として皆様に来ていただいた幸いです。宿輪さんにつきましては、川棚町内在住の保護者様が出席できなくなったために、急遽お声掛けし出席していただきました。

今後、年に一回の開催となります。本日の開催をもとに二回目、三回目と組み立てていきたいと思っております。忌憚のないご意見を聞きながら楽しく意見交換したいと思っております。また、今後の長崎慈光園の運営の参考にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

大和サビ管より

配布資料の確認と本日の会議の流れを説明

1. 出席者の自己紹介

○第三長崎慈光園 すてっぷ サービス管理責任者 大和

○第三長崎慈光園 すてっぷ 管理者 石井

○障がい者支援センターエール 岸川様

東彼三町の一般相談と各市町から依頼されている認定調査の担当をさせていただきます。

○法人事務局 山田事務員

GHご利用者の預り金担当をさせていただきます。

○利用者代表 中里保之様

GH かるやか荘に住んでいます。波佐見町にある浜陶に勤務しています。高台すりなどの仕事をしてい
ます。会社の送迎で出勤しています。

○第三長崎慈光園 すてっぴ サービス管理責任者兼世話人 小村

○保佐人 宿輪様

川棚町で行政書士とファイナンシャルプランナーの個人事務所をしております。メインとしては相続関係や
高齢者に係る部分の仕事が多いのですが、もう一つ民事信託の普及を進めるということで、親亡きあと問題の
解決に使える制度なのですが、長崎ではまだ広まっていないのでそれを広めるための法人を作って、その代表
理事をしております。

○川棚町役場 住民福祉課 金森様

業務としては、福祉サービスの全般を担当しております。

大和サビ管より

会議の目的

利用者様と地域との関係づくりを目的としております。加えて、地域の方への施設や利用者様に関する理解
促進を目的としています。施設やサービスの透明性、質の確保を担保するねらいとして、それが最終的には利
用者様の権利擁護につながるという大きな目的としてこの会議を進めていきたいと思ひます。皆様からのご意
見がたいへん貴重なものになると思ひますので、お聞きしながら進めていきたいと思ひます。

① GHサービスの透明性・質の確保

○利用者様の日常生活の様子…日中活動や休日の過ごし方

GHの定員は56名、現員50名、欠員6名。

内訳としては、はばたき荘18名、外ホーム32名。女性のGHは、すみれ荘4人。まろやか荘9名。

男性のGHは、はばたき荘、しろやま荘6名、さわやか荘4名、いわたて荘5名、かるやか荘5名になりま
す。(資料説明)

日中活動の場としては、生活介護事業所やB型作業所に通所されている方がおられます。他法人の事業所
には送迎車で通われています。当法人には、生活介護「すまいる」、B型事業所「ぶろーど」があります。B型で
は、陶器製造の仕事をされています。

一般就労をされている方は、陶器会社・コスモス・ハウステンボス等の企業に勤務されています。

休日については、福祉サービス事業所は基本土日が休みです。基本的には自由に過ごされています。ゆっく
りと部屋で過ごしたり、買い物に出かけたり、自宅に帰る方もおられます。

休日の過ごし方は？

【中里様回答】

→休みの日は自分の部屋でテレビを見ています。お出かけもしています。川棚駅から電車に乗って佐世保ま
で行きます。佐世保ではケイズプラザでスロットをしています。負けることもありますが、1,000円か
2,000円までと予算を決めて楽しんでます。

年間では、社会見学旅行、忘年会、夏祭り、誕生会を実施しています。施設間の交流として、県北地区ソフ
トボール大会に出場しています。また、ゆうあいスポーツ大会、障害者スポーツ大会にも参加しています。ソ

フットボールで優勝して全国大会に出場するなど活躍の舞台を広げご利用者もいらっしゃいます。

○経営状況の報告各GHの概要とサービス提供

資料「令和6年度 事業報告」説明

- ・事業総括について
- ・金銭管理について
- ・食事提供について
- ・健康管理について
- ・会社訪問について

以前より人数は減りましたが、現在14.5名が陶器会社等一般企業に勤めています。定期的に会社を訪問して情報共有に努めています。

- ・入居者の状況について
- ・諸費用利用者負担金の精算について

○BCP（業務継続計画）策定状況

資料「第三長崎慈光園すてっぷ はばたき荘 簡易版BCP（自然災害対策版）」説明

別途、感染症対策BCPもありますが、今回は自然災害対策版を添付しています。

石井園長より

法人全体でリスクマネジメント委員会を立ち上げて、事業所ごとに作成しております。何かあった際にすぐに確認し動けるようにということで、それをもとにこの簡易版を作成いたしました。

令和3年8月お盆の時期に東彼地区に大雨が降った際に、まろやか荘の女性利用者9名は、当時作成中でしたBCPに沿って軽作業棟に避難した経緯があります。二泊していただきました。その時のご利用者の感想は、外に泊まる感覚もあり一泊目はよかったです。二日目以降は、体のあちこちが痛いなど不満が出るようになりました。三日ぐらいが限度だと感じ、それまでもとの生活スタイルを取り戻していかなければならないと感じました。

コロナの時も感染症対策BCPに沿ってゾーニングや隔離を行ない、徹底して対応してきました。罹患者については、一週間の隔離待機を徹底し、実証済みです。必要に応じて委員会を中心に改定していき、今後もBCPに沿って取り組みを行っていきたいと考えています。

【岸川様よりご質問】

Q. 定員の空き状況について。女性？男性？

→A. 女性も男性も空いています。女性はすみれ荘2名とまろやか荘1名の計3名空いています。

男性はさわやか荘1名、はばたき荘1名です。はばたき荘に関しては、感染症が発生した際に隔離する部屋として使用するために、はばたき荘の1部屋は確保している状態です。ですので、現実的には5名空床というわけです。

石井園長より

先々としては、定員50名に持って行きたいと考えています。

前年度は波佐見町のGHのおおとり荘を廃荘にしました。理由としては建物の老朽化がありました。今後もご利用者の減少も想定されます。すみれ荘も老朽化を考えれば移行しなければならない時期もくるかと思えます。

【岸川様よりご質問】

Q、入所希望があった際の受け入れに関しては？

→A、受け入れる方向ではあるのですが、職員が常駐しているのは、はばたき荘です。ここは男性ばかりのGHなので、職員が常駐していないGHに女性の新規ご利用者を入所させるのはどうなのかなというところがあります。昨年はずなろからまろやか荘への新規入所のご利用者がいましたが、体験を通して評価をして入所へ進めた経緯があります。

Q、障害の程度としては？三障害？

→A、知的に特化しています。

【岸川様よりご意見】

地域にGHの入所希望の方はいらっしゃるが、郡内の受け入れは難しいのが現状で、大村や佐世保などに行かないと見つからない状況です。できれば郡内で受け入れてもらって、自宅に近い場所でサービスを提供したいと思っています。慈光園さんも定員数が多いが、知的が主なイメージもあり、法人内のずなろからの入所もあって、なかなか紹介ができないでいます。もう少し地域に開けた面があれば有難いと思っています。

→A、GHにおける物理的な問題や職員のスキルの問題もあるので、知的以外のご利用者が来られた場合に対応が困難なところがあります。

地域に開けた施設という点では、貴重なご意見をありがとうございます。今後検討して対応できるように努力していきたいと思えます。

【岸川様よりご質問】

Q、サテライト型のGHは魅力的です。今後の展望は？

→A、希望があれば受け入れを検討していくつもりです。ここに記載している1名のご利用者はすでにサテライト型のサービスを終了されて一人暮らしをされています。現在は地域定着ということで、何かあったときの様子伺いなどを行っています。元のサテライトのあったアパートを引き続き自分で契約して住んでおられます。

次回サテライトの希望があった場合には、こちらでサテライトができる物件を探して進めていくということになります。サテライトは3年までの有期限ですので、サテライトだけの建物を所有するのではなく、アパートの一室を借りてのサテライト型GHという方法で行っています。

【金森様よりご質問】

Q、ご利用者が入居したいGHを選べるのですか？家賃の差は？

→A、基本的には希望を聞きますが、現実的な問題として家賃の問題がありますので、個々人の収入に見合ったGHをお勧めしています。

家賃の差はあります。建物の築年数や、部屋の広さなどでも家賃に差が出ています。

② GHと地域との連携

・GH利用者と障害理解

知的障害の方をメインに入居されています。中には精神保健手帳や身体障害者手帳を持たれている方もいらっしゃいます。

知的障害者の定義としては、「知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が発達期（18歳未満）に起こるもの」とされています。障害のあらわれ方は個人差が大きく、少し話をしただけでは障害があると感じさせない方もいます。しかし、自分のおかれている状況や抽象的な表現を理解することが苦手であったり、未経験の出来事や状況の急な変化への対応が困難であったりする方は多く、支援の仕方も一人ひとり異なります。適応行動の困難性とは、人との意思疎通（コミュニケーション）、日常生活や社会生活、安全等（社会性）について、一般的に年相応に要求されるまでには至っていないことを表しています。例えば、言語面で発音が不明瞭とか、言葉と言葉を繋いで話すことが難しいなどです。運動動作面では、走り方がぎこちないとか、安定した姿勢が維持できないとか、衣服のボタン掛けやハサミなどの道具の使用が難しいなど、生活面での不具合が出てしまうわけです。このような特色がありますが、十人十色で個人差があります。

・近隣からの苦情等の共有

近隣の方からの苦情もあります。こちらに非があることもありますが、誤解を受けていた場合もありました。理解が足りないのでは…と悔しい思いをすることもありましたし、こちらの配慮が足りなかったと反省することもありました。

最近の出来事では、女性の方への興味が強いご利用者が、相手の女性の後ろをついて歩くことが何度かあり、女性が恐怖心に駆られて警察に通報されるということがありました。結果、付きまとい行為として警察署で事情聴取を受け、園長と一緒に注意を受けて帰ってきました。

また、小さい子供に関心がある別のご利用者は、本人に悪気はなかったのですが、女の子に声をかけて警察沙汰になったことがありました。

また、仕事帰りにお店の敷地内で放尿をして、注意されたことがあり、謝罪に行きました。その際は、慈光園のご利用者のことを理解していただき温かい言葉を頂戴したこともありました。職員としましては、謝罪とともに、苦情を受けたご利用者の行動の裏側の説明を行い、主張すべき説明には務めております。

また、職員に関することでも、公用車の通行マナーなどをご指摘いただくこともありました。クレームも強く言われてしまうこともあり、誠心誠意謝罪をしております。

石井園長より

苦情を受けた後にどういう対策をとるかが大切になってきます。慈光園がどういったところかわかっていたなく、地域の方に知っていただくことが大事だと思っております。

付きまとい行為に関しましては、通勤のために使用している電車の路線は今後も乗り続けなければなりません。そのため、この路線にはこのような方がいる、と啓発してわかっていただくように努めています。人権じゃないの？と思われるかもしれませんが、「長崎慈光園」と記したネームプレートを持っていただいて、通勤中であることを表示していただいています。また、ご本人にもそのような行動はおかしいとしっかり伝えていきます。おやみに女性に近づかないよう、付きまといをしないように毎日伝えて確認しております。警察署でも、警察安全課に来れば調書を受けることになり、リストに載ってしまうので気を付けてくださいと言われる。障害を持っている人も普通に町で暮らしていけるように、共存共生を目指していきたいと思っております。

ご利用者の中には朝早くから川沿いを散歩されている人もいます。顔見知りであれば挨拶もできますが、地域の方にしてみれば突然大きな声で挨拶をされても驚かれると思います。日々会うごとに理解が深まれば…と願ひ、慈光園としてもその存在を浸透させていければと思っております。

・地域行事のご案内

コロナで機会が減少しましたが、その中でも西小串地区の公民館の掃除や町内一斉清掃としてはばたき荘の職員が引率して、はばたき荘やさわか荘のご利用者が参加しております。他の荘も同様です。

また、岩立地区では、いわたて荘やかろやか荘のご利用者がグランドゴルフや総会に参加させていただいております。石木郷のまろやか荘は花見や総会に参加させていただいております。

また、子ども食堂にも声を掛けていただきお世話になったこともあります。

参加するには職員の引率が必要なこともあり、人的に動けないことがあったり、ご利用者がするには難しい中身があったり、いろいろな制約があることもありますが、できる限り地域の行事には参加させていただいております。

【宿輪様よりご質問】

Q. こちらの行事に地域の方が参加されていることはないのですか？

理解を得るということを考えると、来ていただくことは大切なことだと思いますが…。

→A. 以前は法人全体の夏祭りや運動会や苗売りに来園し参加していただいていたいました。現在はこちらから参加することがあっても、こちらから行事に参加してくださいと発信することはなくなってきました。こちらにも来ていただけるような機会を設けることは必要だと思います。

貴重なご意見ありがとうございます。検討させていただきます

③ 利用者の権利擁護について

・虐待、事故、ヒヤリハットの報告

身体的な虐待はわれわれのところではありません。ただ、心理的虐待という点で、日頃の支援の中で強い言葉使いになっていないか、第三者が聞いたときに心理的虐待と捉えられないか、と自主的な研修や振り返りを行っています。言葉の暴力がないように気を緩めないように努めています。

事故に関しては、添付資料【事故の発生状況の集計と評価】に基づき説明。

すてっぷのその他7件とは、職員の遅刻などうっかりミス、職員の連係ミスによるものなどを挙げています。

ヒヤリハットでは、服薬関係で外出時の「薬の持たせ忘れ」が多く挙げられます。すぐに気づいて届けたというのが多く、小さなうちに発見できたので事なきを得たということになります。

・権利擁護（預り金関係）

山田さんより説明…別紙のとおり

その他、職員が決めるばかりではなく、普段のこと今後のことをご自身で決めていただく、その相談にのることも権利擁護となりますので、忘れることなく今後も気がかけていきたいと思っております。

石井園長より

預り金ですが、あくまでご利用者のお金です。スタートはご利用者であります。決済等は二重三重のチェックを行うことで大事に扱っています。1か所で管理をすると、横領などの不正にもつながりますので、そのようなことがないように、厳しい管理体制を取っています。あくまでもご利用者がスタートというところでご理解いただきたいと思います。

・支援者の様子

園長以下すべてぶ全体として常勤換算で19名の職員がおります。

勤務は、はばたき荘は日勤が8:30~17:30、遅出が10:00~19:00、宿直が9:00~翌朝の11:00までとなります。宿直はその間休憩時間として仮眠時間がありますが、なかなか取れない状況です。また、外ホームは世話人が朝は6:30~8:30、夕方は15:00~19:00勤務しています。

はばたき荘は宿直者がいる24時間体制です。外ホームの方はある程度自分のことは自分でできる方がおられるイメージを持たれてよいかと思います。

職員の年齢層としては60歳近くから30代40代とおります。世話人も福祉畑経験者の方もいますが、全く違う畑出身もおられます。考えの違いもあり良かれと思つての見解の相違もあります。結果的にはご利用者のために働くということを念頭に置いております。

世話人さんとも意見が合わないこともあります。毎月の荘会議の場で世話人さんとのコミュニケーションを取つて意見を吸い上げています。それを月に1回の支援会議の場で検討しています。常に連携を取るような形を取っています。

石井園長より

世話人さんの平均年齢は60歳台になります。中抜けがあつての勤務体制であり、複数名の世話人さんの交代勤務になりますので、他の世話人や職員と会う機会がありません。荘会議や連絡体制として電話での相談をすることで、情報を共有しております。その中でも漏れがある場合にはフォローに出向いたりもしています。日々勤務に励んでもらっている状況です。

いろんな年齢層の職員で利用者さんを支援しております。

④ 今後の開催に向けた感想、ご意見など

【中里様よりご意見】

園長へ、たまに、かるやか荘に会いに来てください。

【岸川様ご質問】

Q、通帳を預かってらっしゃるということでしたが、最近不正などが多い中で、管理の仕方も二重三重にしてあり徹底されていると思ひました。身内がいらっしゃらない利用者さんについて今後はどのようにされるのですか？

→A、現在すでに保佐人、後見人がついておられる方もいらっしゃいます。以前は、後見人がついて介護保険施設に移行された方もおられます。今後も検討されるべき人も数名おられます。

身寄りがいらっしゃらない方もできるだけ後見人につなげていきたいと思ひますし、町の権利擁護

事業などとも連携して、一人では管理が困難なご利用者に代わってきちんと管理させていただいています。

・【金森様】町にも後見人の担当者がおります。

・【宿輪様ご意見】

金銭管理はきちりとされていると思いました。

新聞などで横領の話がありますが、複数人で見るチェック体制ができていると思います。

財産管理の任意契約においては、当事者の意思能力がなくなったら次の段階に進めます。その見極めが大事です。コンプライアンスが厳しくなっていますので、万が一トラブルがあったときは、施設の方に損害賠償を求められる可能性があります。

後見は件数が増えてきています。自治体からの申請では、長崎県は割合が多いです。2年前までは行政書士に話は来なかったですが、今や、司法書士と社会福祉士では足りず行政書士にもいっぱい話 comes ています。今後市民後見人の話がありますが素人が2人では意見が合わないのも無理スムーズに回りません。知識を持っている人が一人でやるべきだと思います。

・【金森様ご意見】

身体虐待はないということでしたが、心理的虐待として言葉が荒くなるという点で日々振り返りを行っておられるのはよいことだと思います。自分たちも研修などを通して虐待防止に取り組んでいきたいと思っています。

おわりに

石井園長より

今日はありがとうございました。皆様のご意見が聞けてよかったと思います。次回も開催できるようにまとめていけるようにしていきたいと思っています。会議録は構成員の皆様にお渡しし、見ていただきます。承諾いただいてホームページに掲載したいと思っています。次回も快くお引き受けいただきたいと思っています。本来であれば地域の自治会長さんあたりにも来ていただくようになっていますが、今回は初回でこの構成員メンバーでした。次回は増えることを望んでおります。本当にお忙しい中ありがとうございました。

・二班に分かれて GH 見学

- ① 石井園長・岸川様…しろやま荘、まろやか荘北、まろやか荘南を見学
- ② 大和課長・金森様…すみれ荘、いわたて荘、かろやか荘を見学

*宿輪様は、はばたき荘内にて担当利用者とは面談